

北区自治協議会運営検討特別部会の設置について(案)

第7期からの区自治協議会開催に向け、北区自治協議会として今後の運営方針を検討する必要があるため、北区自治協議会委員推薦会議の構成員と正副会長による北区自治協議会運営検討特別部会を設置する。

○北区自治協議会運営検討特別部会構成員 一覧

(敬称略)

No.	氏名	所属団体等	選出区分	備考
1	倉島敏弘	松浜地区コミュニティ協議会	第1号委員	北区自治協議会会長 (地域コミュニティ協議会選出者)
2	松田正實	葛塚中央コミュニティ協議会		北区自治協議会副会長 (地域コミュニティ協議会選出者)
3	赤間松次	濁川地区コミュニティ協議会		推薦会議構成員 (地域コミュニティ協議会選出者)
4	阿部康夫	南浜地区コミュニティ協議会		推薦会議構成員 (地域コミュニティ協議会選出者)
5	本間藤雄	太田ちいきコミュニティ協議会		推薦会議構成員 (地域コミュニティ協議会選出者)
6	山賀好郎	長浦コミュニティ委員会		推薦会議構成員 (地域コミュニティ協議会選出者)
7	渡邊正廣	岡方地区コミュニティ委員会		推薦会議構成員 (地域コミュニティ協議会選出者)
8	渡邊正之	コミュニティ木崎村		推薦会議構成員 (地域コミュニティ協議会選出者)
9	阿部淳一	にいがた北青年会議所	第2号委員	推薦会議構成員 (公共的団体等選出者)
10	阿部美恵子	元大山台高齢者福祉センター所長	第3号委員	推薦会議構成員 (学識経験者)
11	若尾明弘	公募委員	第4号委員	推薦会議構成員 (公募による者)
12	阿部恵美子	新潟市農業協同組合	第5号委員	推薦会議構成員 (市長が必要と認めた者)

選出区分ごとに五十音順

北区自治協議会部会の設置及び運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第10条第1項の規定に基づき、北区自治協議会（以下「自治協議会」という。）が設置する部会に関し、必要な事項を定める。

(組織及び役割)

第2条 自治協議会に置く部会は、常任部会、特別部会とする。

2 常任部会の名称及びその部会が所管する分野は、次に掲げるとおりとする。

名称	主な所管分野
総務部会	自治協議会全体の運営、協議内容の検討、自治協議会だよりの編集
地域づくり	賑わいづくり、公共交通、地域産業、人口減少、空家活用、防災
福祉教育	子育て、教育、医療・保健、福祉全般
自然文化	文化・スポーツ、環境、空家対策

3 部会は、所管する分野における課題や、部会が必要と認める事項を調査、審議及び検討する。

4 自治協議会が必要と認めるときは、前項のほか、特定の課題を審議及び検討するため、特別部会を置くことができる。

(構成)

第3条 自治協議会の委員は、前条第2項に規定する常任部会のうち「総務部会」を除く他の部会（以下「3部会」という。）のいずれか1つの部会へ所属する。

2 3部会に所属する委員（以下「部会委員」という。）数は、均衡を図るよう努める。

3 「総務部会」の部会員は、正副会長と3部会長をもって構成する。

4 前条第4項に定める特別部会の部会委員は、その都度、自治協議会で定める。

(任期)

第4条 部会委員の任期は、自治協議会の委員の任期とする。

(部会長、副部会長)

第5条 部会には、部会長、副部会長を置き、当該部会委員の互選によりこれを定める。

2 副部会長は、部会長が欠けたとき、又は部会長に事故があるときは、その職務を

代理する。

(会議の開催及び運営)

第6条 部会の会議は、部会長が招集する。

- 2 部会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は公開で行う。ただし、部会長が必要と認めるときは、会議に諮ったうえで公開しないことができる。
- 4 自治協議会の委員は、所属する部会以外の会議に出席することができる。また、部会長が認めるときは、その会議において発言することができるが、採決に加わることはできない。
- 5 部会長は、必要があると認めるときは、自治協議会の委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を求めることができる。
- 6 部会の運営は、部会員が自主的・主体的に、議事の進行、検討するテーマの設定などを行う。
- 7 会議の内容については、全体会議において報告を行う。
- 8 部会長は、必要があると認めるときは、会議に諮ったうえで所管する分野の一部について部会内で設置したグループに検討させることができる。

(全体会議からの付託事項)

第7条 全体会議から付託された案件については、部会において諾否を含め、審議及び検討する。また、その審議及び検討の結果について全体会議に報告する。

(会議の補助)

第8条 会議会場の手配及びその準備並びに担当部署への取次ぎ、会議概要の作成など会議の補助については、北区地域総務課で行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、自治協議会で定める。

附 則

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

この要綱は、平成27年6月18日から施行する。

この要綱は、平成29年4月20日から施行する。

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

北区自治協議会委員推薦会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、新潟市区自治協議会条例施行規則（平成19年新潟市規則第20号）第4条第6項の規定に基づき、北区自治協議会委員推薦会議（以下「推薦会議」という。）の運営その他必要な事項を定めるものとする。

(選任等)

第2条 推薦会議の構成員は（以下「構成員」という。）北区自治協議会（以下「区自治協議会」という。）が選任する。

2 推薦会議の構成員は、新潟市区自治協議会条例（平成18年新潟市条例第74号。以下「条例」という。）第2条第2項第1号に該当する委員のうちから6人を選出し、同項第2号から第5号に該当する委員のうちからそれぞれ1人を選出する。

3 条例第2条第2項第2号から第5号に該当する委員から構成員を選出できない場合は、当該号の構成員については欠員とする。ただし、区自治協議会が必要と認めた場合は、同項第1号に該当する委員のうちから補欠の構成員を選任し、補充することができる。

4 構成員の任期は、区自治協議会の委員の任期とする。

(座長)

第3条 推薦会議に座長を1人置き、構成員の互選によりこれを定める。

2 座長が欠けたとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指定する構成員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推薦会議の会議（以下「会議」という。）は、座長が招集する。

2 座長は、会議の議長となる。

3 会議は、構成員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席構成員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決すところによる。ただし、条例第2条第2項から第5号に該当する構成員は、自号の団体及び委員の選考に関する議決には加わらない。

5 会議は、公開で行うものとする。ただし、委員の推薦等に関し議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。

(役割)

第5条 推薦会議は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 委員の改選時において、区自治協議会委員の全体構成を検討すること。
- (2) 委員が任期中に欠けた場合又は区自治協議会を組織する人数が上限に達していない場合において、必要に応じて、委員の増員の検討をすること。
- (3) 条例第2条第2項第1号及び第2号に該当する委員並びに同項第5号に該当

する委員のうち、同項第2号に該当する委員に準ずるもの（以下これらを「団体選出委員等」という。）を選出する団体を選考すること。

(4) 条例第2条第2項第3号から第5号までに該当する委員（第5号に該当する委員は前号に掲げる委員を除く。）を選考すること。

(5) 選考した団体及び委員を区自治協議会に推薦すること。

（秘密を守る義務）

第6条 構成員は、推薦会議で知り得た個人の情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

（区自治協議会との連絡）

第7条 推薦会議は、委員の推薦に関し、常に区自治協議会と密接に連絡を保つものとする。

（座長専決）

第8条 座長は、団体選出委員等が任期中に欠けた場合における推薦会議の役割に属する事項で、推薦会議があらかじめ定めたものについて、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をした場合は、座長は、推薦会議に報告するものとする。

（議決の委任）

第9条 次に掲げる事項については、推薦会議の議決をもって、区自治協議会の議決とする。

(1) 団体選出委員等が任期中において欠けた場合における、補欠の団体選出委員等の市長への推薦に関すること

(2) 委員の公募に関する要領の制定及び改廃に関すること

（その他）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

（施行期日）

この要綱は、平成19年5月17日から施行する。

この要綱は、平成21年4月23日から施行する。

この要綱は、平成27年1月15日から施行する。

この要綱は、平成28年5月19日から施行する。

この要綱は、平成29年5月18日から施行する。

（委員の任期の特例）

平成29年5月18日に現に構成員である者の任期は、第2条第4項の規定にかかわらず、平成29年5月18日に満了する。

北区自治協議会運営方針及び改選スケジュール (案)

平成 30 年度	7・8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
市議会		9月議会 → 条例改正						
市民協働課	運営指針(案)作成 ↓	要綱、運営指針等改訂 ↓						
自治協議会 (総務部会)	総務部会・本会議で意見聴取 ↓ 区の運営指針(案)について検討	総務部会・本会議で報告	区の運営指針(案)の報告と意見聴取	推薦会議の決定内容を諮問(委員構成・選出方法等) ↓				次期委員案の報告 ※委嘱状発送
運営検討特別部会		特別部会開催 区の運営指針を検討						
推薦会議			第1回推薦会議 (委員構成、選出団体、公募の方針案を決定)				第2回推薦会議 (次期委員名簿案の確認及び公募委員の選定)	
市民・区内各団体				各団体へ内申依頼	公募委員の募集開始	公募委員の募集締切		